

平成二年度以後における地方公務員等共済
組合法の年金の額の改定に関する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条の二第二項、第九十五条、第九十九条の八及び第百五十八条の二並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十五条第二項（昭和附則第九十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同法附則第九十六条並びに同法附則第一百一条第一項及び第二項並びに附則第一百一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(共済法による年金の額の改定)

一条 平成二年四月分以後の月分の地方公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）による年金である給付については、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

	一 共済法	
第七十九條	乗じて得た額（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、当該額に一・〇二三を乗じて得た額）	第八十條第二項
条第一項 た額		千円 六万四千五百円
第八十七條乘じて得る額及び第二項第一号	乗じて得た額（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、当該額に一・〇二三を乗じて得た額）	千円 六万五千四百五十円
第八十七條加えた額（昭和三十二年十二月以前）の組合員期間があるとき		百円

	第八十七 条第三項	四十九万 九千五 百円	は、当該額に 一・〇二三を乗 じて得た額)
	第八十七 条第四項 第一号	二百二十三万五千七百円	
	第八十七 条第四項 第二号	二百二十五万五千七百円	
	第八十七 条第四項 第三号	二百四十九万九千五百円	
	第八十八 条第三項	二十九万六千四百円	
	第九十九 条の二第 一項及び 第二項	乗じて得た額 (昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、当該額に一・〇二三を乗じて得た額)	
	第九十九 条の二第 三項	八十九万二千五百円	
	第九十九 条の三	九十九万五千五百円	
	第一百条 第一項及 並びに第 百四条第 一項	百分の六十に相当する金額に 一・〇二三を乗じて得た金額	
	附則第二 十條第一 項第一号	乗じて得た額に 一・〇二三を乗じて得た額	
	附則第二 十條第二十 項第二号	乗じて得た額 (昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときは、当該額	

[illegible][illegible]

いときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

(平成三年度における年金等の額の改定)

第六條 平成三年四月分以後の月分（平成四年三月分までの月分に限る。）の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付に対する前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一条の表、当該額に一・〇五四	乗じて得た額
第一号	一・〇二三を乗じて得た額とし、平成元年十二月

以前の組合員期間があるとき（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）は当該額に一・〇三二を乗じて得た額とする。

十九万六千四百	百円	六万五千五百六十七千五百円	円
五十一万千円		五十二万六千五百円	
三百六十五万	三百七十六万二千八百円		

二百二十五万二千三百三十二万四千五百七十七円	二百四十九万二千七百四十九円	九十一万三千九百四十七円	相当する金額相当する金額に一・
------------------------	----------------	--------------	-----------------

乗じて得た額	乗じて得た額に一・〇二三	に一・〇二三
に一・〇二三	〇五四	〇五四
第一条の表	一・〇五四	
第二号	二万八千八百二万九千七百円	二万八千八百二万九千七百円
	円	円
	五万七千七百五万九千四百円	五万七千七百五万九千四百円

円	八万六千五百八十九千二百円
---	---------------

職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成二年四月分以後、その額を、その者が引き続き平成元年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第六十六條第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「施行法」という。）第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・三を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を共済法第六十一条第二項に規定する標準報酬月額（共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ない

- 2 平成二年四月分以後の月分の共済法第九十九条の第二項に規定する公務等による遺族共済年金（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）について共済法第九十九条の八の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による遺族共済年金の算定の基礎となつた平均給料月額額の千分の三・三七五に相当する額に一・〇二三を乗じて得た額に相当する金額に一・〇二三を乗じて得た金額とする。
- 3 平成二年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十八条第一項に規定する公務による障害年金について昭和六十年改正法附則第一百一条第一項の規定により支給を停止する金額は、同項各号に掲げる者の区分により、当該公務による障害年金の算定の基礎となつた給料年額に一・〇二三を乗じて得た額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額とする。
- 4 二年組合員期間が十年を超える者に支給する平成二年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十八条第二項に規定する公務による障害年金について昭和六十年改正法附則第一百一条第二項の規定により支給を停止する金額は、同項各号に掲げる者の区分により、当該公務による障害年金の算定の基礎となつた給料年額に一・〇二三を乗じて得た額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額とする。
- 5 平成二年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第一百十二条第一項に規定する遺族年金について同項の規定により支給を停止する金額は、当該遺族年金の算定の基礎となつた給料年額に一・〇二三を乗じて得た額の百分の二十に相当する金額とする。
（更新組合員等であつた者で七十歳以上のもののが受ける退職年金等の額の改定の特例）
- 4 平成二年四月分以後の月分の旧共済法による年金である給付については、昭和六十年改正法附則第九十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替へられた昭和六十年改正法附則第九十六条に規定する政令で定める率は、百分の七・四とする。

（地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第五条 地方議会議員（共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち平成元年五月三十一日以前の退

（傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定）

第三十五条 平成二年四月分以後の月分の共済法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるものに限り。）について同条の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による障害共済年金の算定の基礎となつた平均給料月額に十二を乗じて得た額の百分の二十（その受給権者の共済法第八十七条第二項に規定する公務等傷病による障害の程度が共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の三十）に相当する金額（共済法第九十条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十五条の十三第一項に規定する場合に該当するものにあつては、当該金額に同条第二項に規定する金額を加えた金額に相当する金額）に一・〇二三を乗じて得た金額とする。

千八百	第四十一万二千六百	三項	九条第千三百百円	五万五千五百円	第五十一万三千一百四十千九	六条第千七百十五円	一項	七十八	円	第五十八万九千九百	六条第万九千百円	二項	八百円	第六十百分の百分の十・	三項	第七・八三	一項	百分の七・六	第六十百分の百分の十・	三項	第七・八三	二項	七・八三	第七十掲げる額に	七条第額	一項	一・〇二三	を乗じて得	た額
-----	-----------	----	----------	---------	---------------	-----------	----	-----	---	-----------	----------	----	-----	-------------	----	-------	----	--------	-------------	----	-------	----	------	----------	------	----	-------	-------	----

